

修学旅行新聞

発行所 財団法人 全国修学旅行研究協会
発行人 前田 寛
東京都千代田区西神田 1-7-3
電話 (03) 2426-3633

よみがえった東京・忠生中 学校再建の中で 修学旅行へこう取り組んだ



長谷川義縁校長

再建の初年度である昭和五十八年十月の修学旅行にあたって最も心をくだかれたこと、そのよきことでしたか。

決して事故を起こしてはならぬ

それは、事故を決して起こしてはならぬという点です。東京のあの様な事態があり、旅先でまた、再建の途程ではないでしょう。この一点にしっかりと先生方が全精力を傾けました。

それは事前指導はどのように取り組みましたか。

問題生徒を全員参加させることを前提に、約二十名にわたる問題生徒を全員参加させることを前提に

先生達への信頼感芽生える 58年はついに四名が不参加

昭和五十八年二月十五日「教師による生徒刺傷」事件は、全国に大きな衝撃をあたえ、また、東京都立忠生中学校自体が深い痛手をうけた。以来二年間にわたり、教師、生徒が学校をよみがえらすべく、教育行政機関はじめ地域自治体の支援のもと、懸命の努力をつづけた。本年二月八日、町田市教育委員会研究奨励校としての二年間にわたる「学校再建の歩み」を発表し、その成果は各方面に多くの感動をよんだ。六十年修学旅行を前にして、見事な立直りの中で、修学旅行にいかに取り組んだか、長谷川義縁(よしよ)校長の信念と体験をうかがった。

(財団法人全国修学旅行研究協会修学旅行部長 糸賀英一)



対談する長谷川校長(左)と糸賀部長(右) (忠生中学校校長室にて)

四名の生徒が ついに不参加

しかし、最終的には、四名の生徒が不参加でした。それは喫煙が習慣化しているため他の生徒、先生方に迷惑が及んで悪影響を及ぼすこと、本人、父母同伴で申し入れがあった結果です。この生徒達も、旅行団出発の朝見送りに来たし、一般生徒との断絶はありませんでした。

一人ひとりが規律正しい行動を

万一の不祥事が発生した折は、直ちに父母を現地に召集して生徒を連れ戻すことも考え、父母用の旅館まで用意して備え

信頼感が問題生徒の心に芽生える

それは成功の一語に尽きません。修学旅行を通して「先生達は俺たちを信用してくれるのだ」という信頼感が問題生徒の心に芽生え、旅行後における指導は反発をかくことなく、ストレートに浸透し、指導の効果が目に見えて向上してききました。

生徒の自主的活動の場を大幅確保

五十九年度は学校全体が望ましい方向に変容している時期でもあり、この学年は卒業生との好ましくないつながりを完全に断つたので心配は全くありませんでした。生徒の自主的活動の場を大幅に確保したので、生徒の実行委員の活躍にめざましいものがありました。

先生方の指導で クラス別コース

コース別の日程を組んで、生徒の選択に任せるようする動きも



整然と並んだ忠生中の生徒たち (5月25日小田原駅)

非行が拡大して事後処理に苦慮している例をよく耳にします

信頼感が問題生徒の心に芽生える

それは成功の一語に尽きません。修学旅行を通して「先生達は俺たちを信用してくれるのだ」という信頼感が問題生徒の心に芽生え、旅行後における指導は反発をかくことなく、ストレートに浸透し、指導の効果が目に見えて向上してききました。

生徒の自主的活動の場を大幅確保

五十九年度は学校全体が望ましい方向に変容している時期でもあり、この学年は卒業生との好ましくないつながりを完全に断つたので心配は全くありませんでした。生徒の自主的活動の場を大幅に確保したので、生徒の実行委員の活躍にめざましいものがありました。

先生方の指導で クラス別コース

コース別の日程を組んで、生徒の選択に任せるようする動きも

学校再建の一環として、学校行事全般について、修学旅行と大別して答えます。

本校も再建の一環として、学校行事の活性化をねらっています。それは何をねらっているか、教師の熱意とリーダーシップが不可欠です。

班活動から学級、学年、全校へと学校行事を盛り上げる核となるものは教師の指導性そのものです。

そして一つの行事の成功をステップとし、次の高度なものへ意欲を燃やそうに継続的に行事を仕組み、それを成功させることです。生徒に自信を与え創造的意欲を喚起し、教師と生徒が一体となって、一つの行事に打ち込むことが、授業で得られない効用であり、両者の人間関係は深まるものです。

修学旅行は社会性を検証する場と見なす

修学旅行については、学校生活の総まとめと見ていますが、私は社会性を検証する

新潟県支部長に 香西貞夫氏

財団法人全国修学旅行研究協会の新潟県支部長に六月一日付で香西貞夫氏が就任した。

香西氏は昭和十七年高師師範卒、県内小・中学校教諭、地区指導主事、小・中学校校長を歴任し、昭和五十八年三月上越市立城北中学校校長を退職した。同年新潟県教職員厚生財団理事に就任、現在同財団理事長。

石川県支部長に 大浦 与三吉氏

財団法人全国修学旅行研究協会の新潟県支部長に六月一日付で大浦与三吉氏が就任した。

大浦氏は昭和二十三年石川師範卒、小松市・金沢市立大教諭、石川県教組書記長・委員長、石川県立生活協同組合理事長を歴任、現在県学生協顧問、日教弘石川県支部常務理事。

なお、前支部長村池久一氏は引き続き支部顧問として協力される。

打ち込むことが、授業で得られない効用であり、両者の人間関係は深まるものです。

そして一つの行事の成功をステップとし、次の高度なものへ意欲を燃やそうに継続的に行事を仕組み、それを成功させることです。生徒に自信を与え創造的意欲を喚起し、教師と生徒が一体となって、一つの行事に打ち込むことが、授業で得られない効用であり、両者の人間関係は深まるものです。

修学旅行は社会性を検証する場と見なす

修学旅行については、学校生活の総まとめと見ていますが、私は社会性を検証する

これを鋭く観察することによって、事後の個人や集団の指導の効果を測ることが得られます。

また、生徒自身にとっても自己教育の指針を得る(かっこ)の機会でもあります。いざいざにしても、修学旅行を通じて、生徒相互、生徒と教師の心の交流、人間の深まりが高まったことは、本校の修学旅行が実証しています。

お忙しい折、貴重な時間を割いて有益なお話を承りありがとうございました。週末に出席される修学旅行が成功裡に終了されることを祈ります。

(おわり)

「同校の六十年度修学旅行は五月二十五日出発、二十七日帰着、三年生三百十四名が、長谷川校長指揮の下に、多くの教育成果をあげて終了した。」

(編集部記)

最近、修学旅行中の一高校生が禁止のドライヤーを使って教師になぐられ、死にそうというむきん事件があった。

規律、服装の論議は昔も今も変わらない。かつて、旧制中学ではいわゆる標準服で、現在と違ふ点は成長期の姿勢をよくするためのスポンのサイドポケットの禁止とゲートル着用、後のポケットだけ、規定の肩かけカバンぐらいで済む。多少はみ出す連中はゼイラースボンで前ポケット、帽章と金ボタンの醤油につけ青銅を出して光らす程度、週一回朝礼時の服装検査があった。

◆今一般に経済的・学校への安上がりで経済的・学校への帰属意識、愛校心の自覚を促す。服装が華美になるのを防ぐ。ルールを守らせる。他校生と区別つけ易い。非行防止に役立つ。罪として、反発が強まり非行防止に逆効果。非機能的で不潔。個性埋没等。一服装の乱れは非行の始まりといわれるが、微候が現われれば、近付き易く指導ができる。学校は教育する集団である以上、基本的な規定は欠かさない。破らうとする力学的エネルギーを活用して、自由な教育の場を適切に設ければ、画一化とか萎縮は避けられる。「自由と規律」の原理である。▼幕末の志士橋本左内は「元來勉学に励む時期は服装などに気を遣われないで学業に専念しなさい」(啓発録一十代の著)と述べている。時代は変われど基本は変わらない。▼生徒を中心に教育する学校と家庭がある。とかく生徒は下りの規則づくりに反発する。学校は確固たる教育理念に基づき基本を示し、生徒の真面目な意見と親の希望を適切に吸い上げて作るべきである。流行に追われ、朝令暮改に終らぬことが肝要である。

「先生、ステキな修学旅行をありがとう」

生徒の笑顔を大切に… ツーリストの修学旅行。

生徒たちの青春を飾る想い出深いワンシーン。修学旅行は、より有意義な旅にしてあげたいですね。

ワールドワイドなネットワークを通じて、ツーリストがお世話する修学旅行は各方面より多大なご好評を得ています。それぞれの教育方針に添った国内・海外の修学旅行なら、なんなりと近畿日本ツーリストにご相談ください。

近畿日本ツーリスト

本社 千101 東京都千代田区神田松永町19-2 ☎(03)255-7111代 営業所/国内242ヵ所(登録)/海外13ヵ所

◎運輸大臣登録一般旅行業第20号

生徒指導と特別活動・修学旅行

22

3、「修学旅行」における評価の考え方・進め方

(1) 指導計画の評価

指導計画の評価は、全体計画・事前指導の計画・実施中の指導の計画・事後指導の計画について行われる。

ア、全体計画の評価についての観点・対象

- 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。
- 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。
- 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。
- 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など
- 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

イ、事前指導の評価についての観点・対象

- 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。
- 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。
- 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。
- 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など
- 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

エ、事後指導の評価についての観点・対象

- 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。
- 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。
- 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。
- 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など
- 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

学校行事・修学旅行における評価の改善

学校行事・修学旅行の目的・ねらいの設計

● 修学旅行固有の教育的意義が明確に把握されているか。

● 学校の教育目標や生徒の実態に即した内容となっているか。

● 他、他の教育活動、特に旅行の行事との関連が明らかであるか。

● 実施の期日・期間、場所(目的地)・費用など

● 県や市町村教育委員会の「実施基準」に沿っているか。

60年5月 教育界のうごきから

臨時教育審議会は5月29日の総会と同日の第1部会で、第1次答申の総論部分の内容について、「教育目標」の項を設けて「教育基本法の精神を尊重する」と表現することになった。これは、臨時設置法に「基本法の精神にのっとり」と明記されているが、委員の中から「基本法見直し論」が提起され、内部で議論となったほか、外部からの反発も考えて、国民的合意をめざしての結論と見られる。「個性主義」は改革目標の一つ

基本理念には、総会で異論続出

臨時教育審議会5月8日の総会で、さきに公表した「審議経過の概要(その2)」について論議したが、教育改革理念としての「個性主義」に異論が続出、15日の総会で「個性主義」は改革目標の一つとし、第1部会が主張した個性主義は、改革の基本方向一理念より一ランク下に位置づけられることになった。

臨時教育に求める民間の声

「審議経過の概要(その2)」に対して 関東地区公聴会から

- ①教育現場の現状認識がなされていない。
- ②自由化論の議論は各論で深めるべきだ。
- ③中高一貫教育、大学入学共通テストなどは唐突に出てきすぎた。
- ④教員の資質の問題が重要だ。
- ⑤大学段階の自由化が先決。
- ⑥教育にかかる費用の論議が欠けている。

近畿地区公聴会から

- ①自由化のために制度をいじるよりも、大人が愛情をもって子供に接することが大切。
- ②機構改革は混乱を招くだけ。
- ③若者が人生の目的を見出せる大学を。80%の学校で「いじめ」発生

東京都立小・中・高校の8割でいじめが発生していることが、5月31日発表された都教委の調査でわかった。これは、都内の全公立小・中・高校や盲・ろう・養護学校2327校を対象に、59年度中に発生、把握した「いじめ」の実態を明らかにしたもので、総件数9339、約80%の学校にのぼった。

文部省教科調査官 高橋哲夫

旅のガイドブック 新シリーズ Select 1

日本の旅館 100選

好評発売中

日本文化の粋を 集めた古典の宿をここに集録!

①割烹の宿 ②歴史の宿 ③名園の宿 ④女将の宿 ⑤名湯の宿 ⑥文学の宿 ⑦風趣の宿 ⑧秘境の一軒宿

●お求めは全国有名書店へ●

発行 ● 近畿日本ツーリスト

〒101 東京都千代田区神田松永町19-2 TEL(03)257-0779

定価/2200円

会長に佐々木達三氏

近畿中修委総会ひらく

【関西支局】近畿地区公立中学校修学旅行委員会では本年度総会を五月二十三日、大阪市で開催した。

五十九年度事業報告並びに決算報告を行った後、役員改選を行い、佐々木達三氏(京都府長岡第四)を会長に選出し、六十年事業計画と予算を決定し、六十一年度輸送計画に關して大阪(富山)往復コースは五月中旬多、六月上旬に遅らす方が活動し易いのではないかと意見があった。

本年度の役員は次のとおり(敬称略)

- ▲会長 佐々木達三(京都府長岡市立長岡第四中学校)
- ▲副会長 土居吉巳(兵庫県西宮市立深津中学校)
- ▲会長 浜田宏作(大阪府富田林市立第三中学校)
- ▲会計 樹形忠彦(奈良県桜井市立大輪中学校)
- ▲監査 片岡徳夫(滋賀県大津市立皇子山中学校)
- ▲幹事 櫻葉若夫(和歌山県那賀郡貴志川町立中学校)
- ▲委員 運送委員長 谷田隆(兵庫県宝塚市教育長)
- ▲委員 植山昇(大阪府箕面市立第六中学校)
- ▲委員 植村光治(大阪府河内郡太子町立太子中学校)
- ▲委員 村山宗幸(京都府八幡市立男山中学校)
- ▲特別委員 南裕之(全修協理事)
- ▲事務局主幹 曾田震五(全修協大阪事務所長)

三地区修旅連 総会開催予告

関東・東海・近畿三地区公立中学校修学旅行連合委員会では、昭和六十年度総会を来る七月四・五の両日、静岡県において開催する。

眼下に芦の湖、ひろがる湖尻高原。 静寂のなかに憩いのひととき。

〈修学旅行の専用旅館〉

〒250-05 神奈川県箱根町湖尻高原

箱根高原ホテル

電話0460-4-8595(代表)

修学旅行のお宿に 全館を開放

- 延暦寺会館本館
- 別館比叡
- 延暦寺会館第1別館 (収容 600名様)
- 延暦寺会館第2別館

☆素晴らしい琵琶湖の夜景

☆根本中堂で早朝の座禅

☆スッキリした気分でのコースへ

☆頭よくなる精進料理

☆夜間は講話や映画上映を無料でご奉仕

〈国際観光旅館〉

比叡山 延暦寺会館

TEL 0775-78-0047・0554

TELEX 5464-917

防災布団リース

●御指導先 販売もいたします。

京都市消防局

近畿日本ツーリスト(株)

防災寝具製造認定工場

ミタラ寝具工業所

〒612 営業所 京都市伏見区京町5丁目77-7 ☎075(601)5371(代)

〒610-01 工場 京都府城陽市観音堂甲畑57 ☎07745(2)0191

京都市火災予防条例改正により

— 防災寝具の使用 —

☆防災寝具の使用に関する規定を盛り込んだ京都市火災予防条例改正案が昭和59年11月29日市議会で可決制定され、同年12月13日に公布、即日施行となった。(防災具の使用)

第46条の5 次の各号に掲げる防火対象物又はその部分において使用するふとん毛布、まくら、敷布、その他の寝具類は、防災性能を有するものとするように努めなければならない。

(1) 令別表第1(5)イ並びに(6)項イ及びロに掲げる防火対象物 (イ)旅館・ホテル又は宿泊所

(2) 令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物で、前号に掲げる防火対象物の用途に供する部分